

広島県指定障害児通所支援事業者等指導監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の21から第21条の5の23までの規定に基づき、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者並びに法第24条の15から第24条の17までの規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）に対し、その行った支援内容並びに障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の請求等に関する質問及び指導等（以下「指導」という。）並びに監査（以下「指導監査」と総称する。）について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び障害児通所給付費等の請求の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導

1 指導方針

指導は、指定障害児通所支援事業者等に対し、次の広島県条例等に定める支援内容及び障害児通所給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針とする。

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第62号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年広島県規則第4号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年広島県規則第5号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (6) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (7) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

2 指導形態

指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

3 指導対象の選定

指導対象の選定は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、原則として次に定める基準に基づいて行う。

(1) 集団指導

指定障害児通所支援事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 毎年度、指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に係るものに限る。）を対象に実施する。

イ 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に係るものを除く。）を対象におおむね3年に1度実施する。

ウ その他特に必要と認められる指定障害児通所支援事業者等を対象に実施する。

エ なお、指定障害児通所支援事業者等のうち、過去3か年度において、指定障害児通所支援等の質が確保されるとともに、障害児通所給付に係る費用の請求等が適正であり、実施指導の実施に支障がないと認めるときは、実施指導に代えて、書面調査の方法により実施することができる。

4 指導方法等

指導方法等は、原則として次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、提出書類等について、文書により通知する。なお、別途、講習、研修、会議等において周知している場合などは、省略する。

イ 指導方法

集団指導は、障害児通所給付費等支給関係事務、障害児通所給付費等の請求内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導における指導事例等について、講習、研修、会議等の方式で実施する。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項について、文書により通知する。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 出席者

(エ) 提出書類等

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

(ア) 実地指導の確認項目等

実地指導は、「実地指導チェックリスト」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

また、原則として、「実地指導チェックリスト」における「追加確認項目」は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認書類」で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認書類」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

(イ) 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、県が既に保有している文書については、再提出を求めず、県及び市町内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害児通所支援事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

(ウ) 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の指定障害児通所支援事業者等に対する実施指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

(エ) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、県及び市町の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

(オ) 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の指定障害児通所支援事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の指定障害児通所支援事業者等の実地指導を行う等、指定障害児通所支援事業者等及び県双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

ウ 講評

実地指導終了時、指導結果の講評を行う。

エ 指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

当該指定障害児通所支援事業者等に対し、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めることとする。

5 指導後の措置等

指導後の措置等は、原則として次のとおりとする。

(1) 実地指導後の措置

実地指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定障害児通所支援事業者等について、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、改めて実地指導を行う。

(2) 監査への変更

実地指導の結果、第3の2に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合には、実地指導を中止し、直ちに第3に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 障害児通所給付費等の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

6 その他

原則として次のとおりとする。

(1) 指導結果の情報提供等

指導を実施した場合はその指定障害児通所支援事業者等の事業活動区域に所在する市町に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(2) 指導の実施状況の報告

指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

ア 実地指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該指定障害児通所支援事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該指定障害児通所支援事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。

ウ 実地指導の際、指定障害児通所支援事業者等の対応者については、必ずしも当該指定障害児通所支援事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該指定障害児通所支援事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席すること

は問題ないものとする。

エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。

オ 効果的な取り組みを行っている指定障害児通所支援事業者等は、積極的に評価し、他の指定障害児通所支援事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

第3 監査

1 監査方針

監査は、指定障害児通所支援事業者等が、法第21条の5の22第1項各号、第21条の5の23第1項各号、第24条の16第1項各号及び第24条の17各号に掲げる場合に該当すると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児通所給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、必要があると認める場合、又は正当な理由がなく、実地指導を拒否した場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 障害児通所給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

法第21条の5の21により指導監査を行った市町及び第2により指導を行った県が指定障害児通所支援事業者等について確認した指定基準違反等

3 監査方法等

監査方法は、次のとおりとする。

(1) 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行わせるものとする。

(2) 監査実施の通知等

対象となる指定障害児通所支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援事業者等に通知する。

ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

ア 監査の根拠規定及び目的

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

(3) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 監査の結果、当該指定障害児通所支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

4 行政上の措置

監査において指定基準違反が認められた場合は、法第21条の5の22及び24条の16に定める「勧告、命令等」の規定並びに法第21条の5の23及び第24条の17に定める「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

指定障害児通所支援事業者等に法第21条の5の22第1項又は第24条の16第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

指定障害児通所支援事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令を受けた場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の23第1項各号又は第24条の17各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

5 聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

6 経済上の措置

障害児通所給付費等の返還については、次のとおりとする。

(1) 障害児通所給付費等の返還

ア 勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、障害児通所給付費の全部又は一部について当該障害児通所給付費等に関係する市町に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項及び第4項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(2) 障害児通所給付費等の返還の期間

監査の結果、支援の内容又は障害児通所給付費等に係る費用の算定及び請求に関し不正利得の事実が認められた場合における当該事項に係る返還の対象期間は、過去5年間とする。

第4 雑則

1 合同指導監査の実施

指導監査に当たっては、必要に応じて関係課及び関係機関等の協力を得て合同で実施することができる。

2 指導監査の整合性、効率化への対応

社会福祉法人等指導監査実施要綱並びに広島県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱（平成19年12月3日施行）及び広島県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱（平成19年12月3日施行）に基づく指導監査との間で、指導監査事項の整合性を図るとともに効率的な指導監査に努めるため、指導監査体制及び提出書類等を一体的に実施し、又は一部を省略することができる。

3 その他

この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。